



発行 東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の設立認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)…二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(同)…三

公告

- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…五
- 砂利採取業務主任者試験の実施……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…五

告示

●東京都告示第千八百八十三号
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき囲町東地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和二年九月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 組合の名称 囲町東地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間 令和二年九月十六日から令和七年十二月三十一日まで
- 三 施行地区 中野区中野四丁目地内
- 四 事務所の所在地 中野区中野四丁目十七番五号
- 五 設立認可の年月日 令和二年九月十六日
- 六 事業年度 四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 令和二年十月十五日

●東京都告示第千八百八十四号

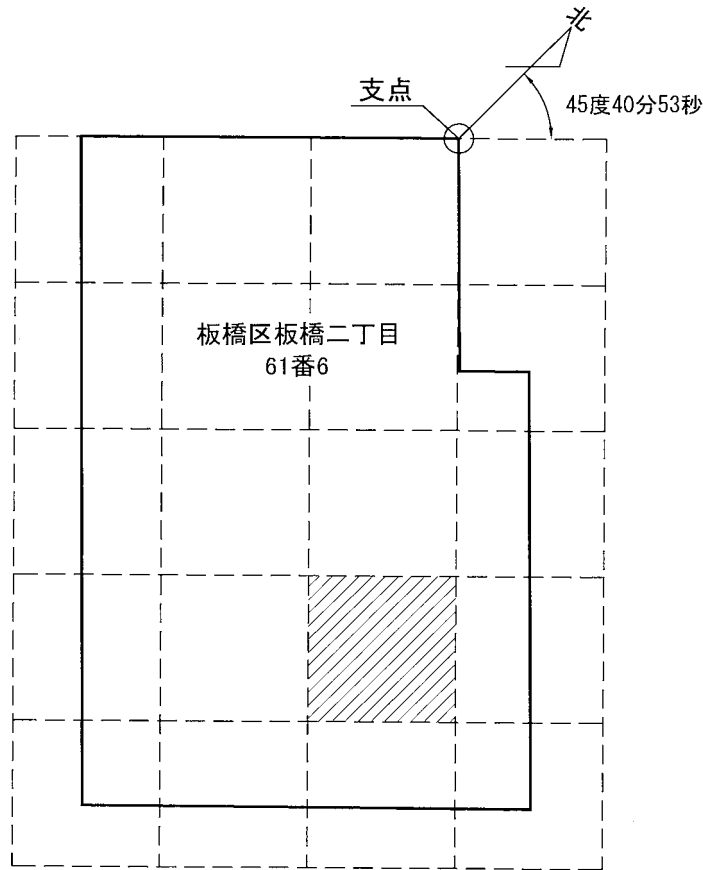
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年九月十六日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区板橋二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【支点】
 支点は、板橋区板橋二丁目61番6の最北端とする。

【格子の回転角度（45度40分53秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千八百八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百六十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年九月十六日

東京都知事 小 池 百合子

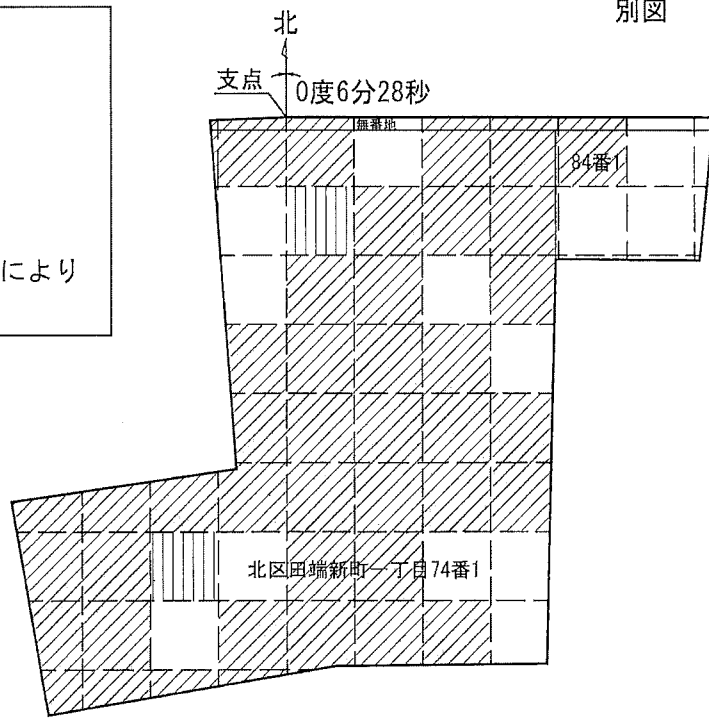
- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区田端新町一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

【凡例】

- — : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▤ : 指定を解除する区域
- ▨ : 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第869号により指定した区域)

【支点】

支点は、世界測地系座標
 X : -28947.512
 Y : -6036.791
 に位置する。



【格子の回転角度（0度6分28秒）】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百八十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第九百六十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年九月十六日

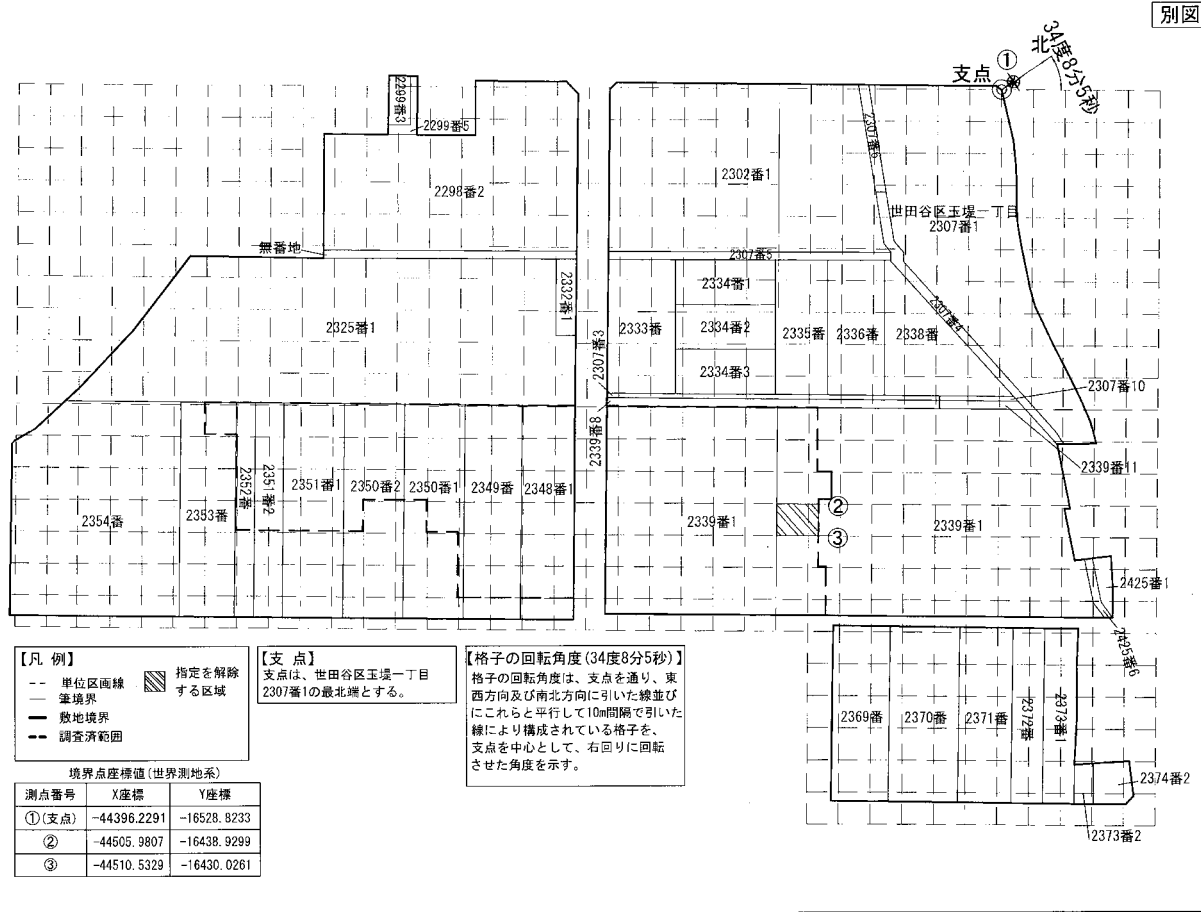
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（世田谷区玉堤一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



●東京都告示第千八百八十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第九百六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年九月十六日

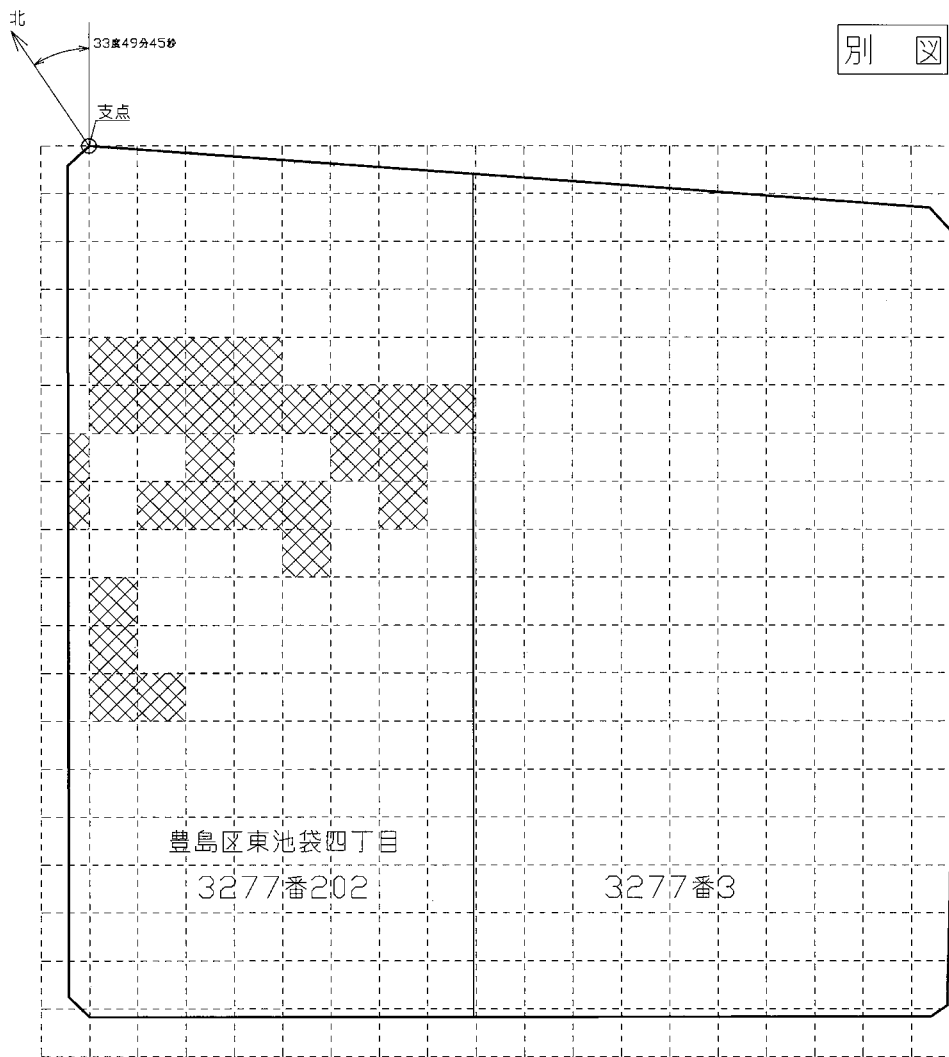
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(豊島区東池袋四丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 セレン及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



別 図

【凡 例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 指定を解除する区域

【支 点】

支点は、豊島区東池袋四丁目3277番202の最北端とする。

【格子の回転角度(33度49分45秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年九月十六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

調布市深大寺東町三丁目四番一の一、同番一地先及び同番二の一部（第二工区）
西東京市東伏見三丁目八番十三号
ティーアラウンド株式会社
代表取締役 大橋 博範

東村山市久米川町二丁目三十九番四の一部（第二工区）
西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和二年九月十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 試験日時

令和二年十一月十三日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験会場

青梅市河辺町六丁目四番地の一
 東京都青梅合同庁舎三階 第一会議室、第二会議室及び第三会議室

三 受験資格
 特になし

四 試験方法及び試験科目

(一) 試験方法

筆記試験により行う。

(二) 試験科目

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

五 受験手続

(一) 受験案内書の配布

ア 配布期間

令和二年十月十五日(木曜日)から同年十一月六日(金曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する

条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号及び青梅市河辺町六丁目四番地の一)及び各支庁

(二) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

令和二年十月二十九日(木曜日)から同年十一月六日(金曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

(二) 受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)及び各支庁

(四) 提出書類

ア 受験願書(東京都で指定した様式)

イ 受験票(東京都で指定した様式)

ウ 写真(縦八センチメートル、横六センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無背景のもの)

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布する。

(五) 受験手数料

八千円

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課
 電話〇三(五三二〇)四七八八

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 郵便番号 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

